

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十九年一月十七日から同年五月十七日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

平成二十九年一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 万代生駒店
所在地 生駒市谷田町八六一番地一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 届出書添付図面3―1記載のとおり

収容台数 五五台

(変更後) 位置 届出書添付図面4記載のとおり

収容台数 一一六台

(2) 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書添付図面3―1及び3―2記載のとおり

(変更後) 届出書添付図面4記載のとおり

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 届出書添付図面3―2記載のとおり

容量 四一・二五立方メートル

(変更後) 位置 届出書添付図面4記載のとおり

容量 四一・七立方メートル

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前六時十五分 閉店時刻 午後九時四十五分

(変更後) 開店時刻 午前六時十五分 閉店時刻 午前〇時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後十時まで

(変更後) 午前六時から午前〇時三十分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 一箇所

位置 届出書添付図面3-1記載のとおり

(変更後) 出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面4記載のとおり

三 変更する年月日

平成二十九年二月七日

四 届出年月日

平成二十九年一月五日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成二十九年一月十七日から同年五月十七日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第三十二号第一條第一項に規定する県の休日を除き、

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで